

ねんきん事業機構法案（仮称）の概要

I. 「ねんきん事業機構」の事業運営の基本理念

- 「ねんきん事業機構」の事業運営は、国民の意見を反映し、常に事務処理の効率化及びサービスの質の向上を図るとともに、公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

II. 「ねんきん事業機構」の組織等

- 厚生労働省に厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営を主たる目的とする特別の機関として、「ねんきん事業機構」を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の長は、「代表執行責任者」とする。
- 「ねんきん事業機構」の地方組織として、「地方年金局」（地方ブロック機関）及び「年金事務所」（第一線機関）を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の職員（年金運営会議の委員等を除く。）は、代表執行責任者が任免する。
- 「ねんきん事業機構」の職員は、その任用にあたり、国家公務員法に基づく服務の宣誓のほか、公的年金事業の重要性を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

III. 適正な事業運営を確保するための措置

1. 年金運営会議

- 代表執行責任者が事業運営に関する重要事項について決定しようとするときは、「年金運営会議」の議を経なければならないこととする。
- 「年金運営会議」は、代表執行責任者及び委員4名以内をもって組織する。
- 「年金運営会議」の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となったことがない者であって、公的年金制度、経営管理、徴収、サービスの改善、情報システム等に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が任命する。

○「年金運営会議」の委員のうち、1名は常勤とし、その他の委員は非常勤とする。

○代表執行責任者は、年金運営会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、公表しなければならないこととする。

2. 特別監査官

○代表執行責任者は、会計監査及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）について、「特別監査官」に行わせるものとする。

○「特別監査官」は、過去に厚生労働省の常勤の職員となつたことがない者であつて、財務管理及び経営管理に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が命ずる。

○「特別監査官」は、監査を行った場合、監査報告書を作成し、代表執行責任者に提出する。代表執行責任者は、監査報告書を年金運営会議に報告し、公表するものとする。

○「特別監査官」は、必要があると認めるときは、年金運営会議に出席し、意見を述べなければならないとともに、代表執行責任者に対し、年金運営会議の招集を求めることができる。

3. 被保険者等の意見の反映

○代表執行責任者は、国民的視点に立った事業運営を行うため、被保険者、事業主、受給権者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

4. 目標及び実績評価

○厚生労働大臣は、毎年度、「ねんきん事業機構」の達成目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。

5. 年金個人情報利用及び提供の制限

○年金個人情報については、公的年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、他制度との併給調整、介護保険料等の特別徴収等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

6. 年金委員

○厚生労働大臣は、厚生年金保険事業及び国民年金事業に関する国民の理解を深めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年

金委員を委嘱する。

IV. 経過措置及び検討規定

- 厚生労働大臣は、法律の施行日前において、「ねんきん事業機構」が設置後、基本理念にのっとった事業運営を円滑に開始することができるための必要な措置を講じるものとする。
- 政府は、法律の施行状況、国民年金保険料の納付状況、業務の効率化、サービスの改善状況等を勘案して必要があると認めるときは、「ねんきん事業機構」の組織・事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。
- 政府は、平成18年度を目途に、船員保険制度の在り方について検討し、結論を得、平成22年度を目途に、一般制度に統合する。

V. 関係法律の一部改正

- 厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。
- 保険医療機関等に対する指導・監査等、社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務は、地方厚生局において実施するものとする。
- 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員によって組織される共済組合（社会保険職員共済組合）を廃止し、厚生労働省共済組合へ統合する。
- 以上のほか、厚生労働省設置法、厚生年金保険法、国民年金法等に関し、ねんきん事業機構の設置に伴う所要の改正を行う。

VI. 施行期日

平成20年10月1日